

平成29年度第1回我孫子市個人情報保護審議会 会議概要

- 1 日 時 平成29年9月28日（木曜日）
午前9時30分から午前10時53分まで
- 2 場 所 我孫子市役所 議事堂 第一委員会室
- 3 出席者
委員 遠藤昭会長、原田耕平副会長、関根秀子委員、田部井彩委員、
内藤潤委員、湯沢秀昭委員、高橋英俊委員

事務局 川村総務部長、磯岡文書情報管理課長、段林主査長、増田主査、
宮澤主任主事

説明員 国保年金課：小林課長、坂田主査
議会事務局：千濱次長、海老原次長補佐
- 4 欠席者 なし
- 5 公開・非公開の別 公開
- 6 傍聴人 なし
- 7 会議に付した諮問事項
個人情報の提供の制限の例外に関する事項について
（1）国保年金課の案件
（2）議会事務局の案件
その他
平成28年度個人情報開示請求の実施状況について
- 8 議事内容
（1） 開会 午前9時30分
磯岡課長：皆さんおはようございます。本日は、個人情報保護審議会にお集まりいただきましてありがとうございます。
はじめに、事務局を代表いたしまして、総務部長の川村より御挨拶させていただきます。
（川村部長の挨拶に続き、事務局から留意事項等の説明。）

(2) 諮問事項についての審議

遠藤会長：それでは、会議内容に入りたいと思います。本日は2件の案件が審議される予定です。まず最初はどちらでしょうか。

段林主査長：国保年金課の案件からお願いします。

遠藤会長：それでは、担当課からご説明をお願いします。

(小林課長による職員紹介の後、坂田主査より諮問内容を説明)

遠藤会長：ありがとうございました。では、担当課からの以上の説明について、委員の皆様、御質問、御意見等がありましたら、順次お願いいたします。どなたか。なければ私の方から指名して、内藤委員いかがですか。

内藤委員：まず、この交通事故案件の情報取得ということですが、救急搬送されるケースばかりではないと思うんですね。ただ今回そちらの課の方で消防署に対して情報照会しようというふうにした、検討したきっかけとか、理由というのがあれば教えていただきたいんですけども。

坂田主査：基本的には、本来ですと病院の方で国民健康保険を使用して交通事故で負傷されたということで受診をする場合ですと、診療報酬明細書の中に第三者行為という特記事項を付けなければならないというふうになっておまして、そちらが全てきちんと付けば全てが拾えるかと思うんですが、病院の中でも全ての病院がそこまできちんと付けてくださっているわけではないという状況もございます。なるべく広く情報を集めるということで、国の方からも例示がされている消防との連携で救急搬送記録からも情報を得るという手段を取っていきたいと考えました。

内藤委員：国の方が1つのその方法として、消防署からの情報取得をしたらどうかという提案があったということですか。

坂田主査：はい、そうです。

内藤委員：分かりました。あと、交通事故の場合の実情ですが、私の認識だと、ほとんどのケースで加害者側の保険会社が最初の段階で、保険使ってくれというようなことを被害者側に言うケースが多いと思うんですね。ここに書いてある厚生労働省のペーパーを見ると、医療保険を一時的に使ったケースは1割と書いてあるんですけど、これ、本当かどうかという検証したことがありますか。

坂田主査：我孫子市ではございません。

内藤委員：ない。

坂田主査：私共もその国の情報を見て、そんなに少ないのかと思ったような次第です。

内藤委員：国のペーパーにも書いてあるけども、結局、保険会社とすれば保険診療にしてもらった方が自由診療よりも点数低くなるんで安いんですね。多分、実務ではもう保険会社主導で保険を使わせていると思いますので、そうすると消防に問合せするのもいいですけど、むしろ損保会社が自分達のためにやっている所もある訳ですから、損保会社に対しても何らかの形で連携を図るなり、検討してみた方がいいと思うんです。

坂田主査：実は、そちらはすでに始まっておりまして、平成28年の4月から損保会社の協会と市町村保険者が協定を結んでいまして、これは全国的になんですが、損保会社としてはお話のとおり、なるべく国保等の保険を使ってほしいということと、保険者側としては使う選択肢はもちろん自由だけれども、使った場合はきちっと届出をいただきたいということで、使う際に届出の記入の代筆等のサポートを保険会社が行うという協定を結んでおります。それによって、最近ですとかなり保険会社から連絡が入ったりとか、届出も保険会社の方がスムーズに作成してくださるようなケースが増えてきておりまして、実際効果が出てきているような状況でございます。

内藤委員：それでは十分じゃないんですか。

坂田主査：保険会社の任意保険を付けていらっしやらない方がかなりいらっしやいますので、そうしますと保険会社からそういった連絡をくださったたり、届出を書いてくださいますので、やはりご本人様に届出をしていたくということになってまいります。

内藤委員：はい、いいです。

遠藤会長：覚書締結の効果っていうのは、この国保実務の7ページ以下に書いてありますよね。これ、千葉県ではやってるんですか。

坂田主査：はい、実施しております。

遠藤会長：いつ頃からですか。

坂田主査：28年の4月から始まっているんですが、なかなか損保会社の方々にも最初は浸透せず、ただ1年経過しまして、かなり広がってきた感触はございますので、効果としては実感できるような状況にはなっております。

遠藤会長：覚書に締結しない損保会社もやっぱりあるんですか。

坂田主査：損保会社の協会のような集まりとやっているんで、加入していないところは含まれないというふうに理解しているんですが。

遠藤会長：はい、分かりました。それでは、次に高橋委員何かありますか。

高橋委員：国からという形なんですけれども。鎌ヶ谷とかはこれから始まる感じなんですけど、千葉県で他の所、既に実施しているような所はあるんでしょうか。

坂田主査：現在ですと、聞いた所だと2件の市町村が実施をしている、こちらの8ページの資料の千葉県ということで、消防署との連携を構築している表の中の12番の千葉県の消防署の所が2件になっていまして、以前私が会議で聞いたところだと、やはり2市町村ということでしたので、ちょうど周りも今、同じようなタイミングで動き出しているということかなと。

高橋委員：これからどんどん進めようという感じなんですかね。

坂田主査：そうですね、はい。

小林課長：先程話にあったとおり、国の方で、国保とにかかるということで、保険者に色んな取組をやることによってインセンティブとして補助金を出しますよっていう形に変わってきています。その中で色んな取組があるんですけど、この第三者行為に関しては消防を含めた関係機関と連携を取るということで結局インセンティブ、補助金という形で各市町村に対して取組を今年ぐらいから求めてきているという流れになっています。

高橋委員：今後は消防以外にも、どんどん他の色んな施設、特養などの色んな所にも情報を提供してほしいという話になってくるんですかね。

小林課長：国としては、その他民間機関ということで、地域包括支援センターとか保健所とかが形は言っていますが、私共としても結局、情報全部来てもそれを処理できる体制がないとすぐにはというところで、まずは損害賠償の請求権を取れて、確実にっていうところは一番大きいのは交通事故が一番しっかりというところがあって、まずは消防の方でこれをやらせていただいたうえで、状況に応じながら拡大はしていきたいなというふうには考えております。

高橋委員：期間を限定してではなくて、これからはずっとということでしょうか。

小林課長：そうですね。

遠藤会長：湯沢委員、いかがですか。

湯沢委員：これで拾えるのは、我孫子市の国民健康保険に加入している人が我孫子市内というか、我孫子の消防が管轄する中で交通事故を起こした場合だけ。

小林課長：そうですね、はい。

湯沢委員：例えば、そういう方がどこか、鎌ヶ谷とか柏とか他の所で交通事故に遭った場合は拾えないけれども、例えば将来的にこれが全国的にとか、県内に広がった時には何か情報の交換をすることは検討していますか。

小林課長：そこに関しては個人情報の絡みもありますんで、国の方でこの制度として全国的に情報のやり取りをという制度が立ち上がれば、一番効果があるのかなとは思いますが、現状ではなかなか他市の情報をうちの方が希望したからといって入手はなかなか難しいんでしょうけど、生活圏の中で得られる情報を少しでも得て、余計な保険を払わないで済むような体制をまずは作りたいというのが私共の考えです。

湯沢委員：我孫子市での交通事故の件数というのは1年間ではどの位ですか。

坂田主査：出場件数は年間で28年度が5744件、27年度が5834件、26年度が5902件となっております。

湯沢委員：これは救急車の出場で、どんな内容かは別ですね、病気の場合とかも。

坂田主査：そうですね。病気、急病というケースが6割程度になりまして、28年度で見ますと急病での搬送が3817件、一般負傷ということでの搬送が840件、交通事故での搬送が352件となっております。その他の搬送ですが、火災、自然災害、水難、労働災害、運動競技、加害、自損行為、自殺等ですね、急病、転院搬送、次の病院に搬送したという種類としては、そういった項目に分けて統計を取っているということです。

湯沢委員：交通事故はよっぽどのがないかぎり、軽微な場合でも警察に届け出ることが多いと思いますが、警察の方から何か情報を貰うということは考えていますか。

坂田主査：警察との連携ができればということで国の方で挙げている連携先の1つにも入っているんですが、なかなか個人情報の提供の問題で難しい現状かなというところでございまして、将来的に体制を整えばそういった情報提供を受けられればベストかなと思います。

湯沢委員：本来の趣旨から外れてしまうかもしれませんが、私、民間の企業なので、国民健康保険ではなくて社会保険に入っている訳ですけども、そちらの方ではこういう同じような仕組み、届け出なければいけないというふうになっているんでしょうか。

坂田主査：同様かと思います。

湯沢委員：なるほど。

遠藤会長：交通事故関係で情報をもらおうとしたら、年間350件くらいという感じですかね。

坂田主査：そうですね。はい。

遠藤会長：去年の例を踏まえると。

坂田主査：はい、交通事故については、ですね。

小林課長：あとは、ここ依頼書の中に交通事故等ということで、種別を書いています。メインはもちろん交通事故なんですけど、今言った事故種別の中には労働災害ということで労災の場合は労災を使うということが本来ですが、そこを使ってないケースもないとはいえないので、この種別によって

労災とか、あとは学校だと学校の保険を使いますよね普通、それを使わないで親が国保を使っているという場合は、そちらの抽出もできるかなというふうには考えています。

坂田主査：学校の、例えば部活の事故ですと、今度は学校側の責任ということにもなってきますので、第三者行為としては交通事故に限らず、もう少し幅広いものになりまして、他人のペットに噛まれたとか、他人から暴力行為を受けたですとか、他人の家の塀が崩れてきてケガをしたとか、食中毒とかそういった飲食店での食中毒ですとか、そういったものも全て第三者行為になってまいりますので、搬送情報としてはその他のものについても第三者行為のものが含まれるという形になってまいります。

遠藤会長：関根委員いかがですか。

関根委員：私、この話を聞かせていただいた時に一番最初に第三者行為の場合は自費か国保か選択できるということで、国保を使うことを選択した場合には届出の義務があるということだったので、義務であるならばその請求の時に第三者行為なら届出をしてから請求をするというような流れができれば1番いいのかなと思ったんですけど、そこがなかなか難しいのかなというふうに感じて考えてたんですけど、ただ、医療機関の方では第三者行為の請求の際にその記入をする欄があるということで先ほどご説明があったので、そこをもっと強化する事が先なのかなと少し思ったりはしたんですけど。強化の方を見てるとレセプトの方でそれらしいことがあった場合には、そこからも情報を抽出するみたいなことも書いてあったので、そちらからの方は我孫子市ではもう強化してるような対策は取られているのでしょうか。

坂田主査：はい、開始しております、毎月上がってますレセプトの中で、専門の点検員が我孫子市におりますので、点検をしまして傷病名が顔面を含む複数の打撲があるとか、時間外の搬送で入られているような記録があつたりですとか、点検員の目から見てこれは交通事故ではないか、あるいは誰かに殴られたというようなことが疑われるというものを抽出してもらいましてこちらで確認を取っております。

関根委員：その際に分かった情報を被保険者に届けを出してくださいというお願いをすることになると思うんですけど、被保険者の方が、そういう情報を出さなきゃいけないということを知らなかった場合に、もしかしたら知り得て欲しくはなかった、だったら自費でやったのにとする場合もないこともないのかなと思ったので、そこら辺については結構、メンタルな面

で問題があったりするんじゃないかなという素朴な思いがあったんですけど、そこら辺で今まで問題があったとかそういうことはなかったんでしょうか。

坂田主査：そうですね、現在のところそういった内容の御意見等を頂いていることはございません。内容についてはまずですね、国民健康保険で掛かっていますが負傷の原因は第三者行為の交通事故ですとか、こういったものではないですかという、投げ掛けをまずしまして、事故ですということでしたら届出をお願いしますということで、診療の内容等については、お話のとおりご本人様も知らないようなことが載っていたりということで、嚴重な取り扱いになっていますので、配慮をして今後も対応していきたいと考えております。

関根委員：ありがとうございます。

遠藤会長：田部井委員いかがですか。

田部井委員：2件あるんですが、まず1点目ですけれども、被保険者への勧奨っていうことの前に広報活動に努めるということがあると思うんですが、それは今どのような形で行っているかということをお教えいただければと思います。

坂田主査：基本的にはホームページ等で広報はしている状況ではあるんですが、なかなか普段見ていたり、情報があっても事故に遭われると、やはり交通事故というのは被保険者の方にとってみると非日常になりますし、精神状態も通常と異なる環境に置かれますので、知っていてもやはりそこですぐに届出とはなかなか繋がりにくい部分もございます。ですので現在としては一般的なホームページ等においてのお知らせやパンフレットに載せてそれをお配りしているような現状ではございます。併せて病院等でそういったご案内があると1番ベストかなとは考えてはいるんですが。

田部井委員：そうですね。そのパンフレットを例えば病院に置いてもらうとか、そういったことで周知できれば一番ですかね。

坂田主査：そうですね。

田部井委員：そのパンフレットは今現在、そういう公的機関に置いてあるぐらいですか。

坂田主査：そうですね、国民健康保険の窓口や行政サービスセンター等では手に取っていただけるような形にはなっているんですが、特に病院等に市から現在、何か掲示物等をお願いしている状況ではございません。

病院の方でかなり、交通事故ですと、まず市役所に届出をして市の方に了解をもらってその担当者の名前を報告してくださいという形で御案内をしてくださっているケースがかなりあるようでして、それによって病院から言われましてと連絡をいただくケースも多いですが、そういった病院の方に何か目に付くような物をお願いするというのは効果的かと。

田部井委員：そうですね。その方が負担も少ないと思うので、効果があれば、是非そちらの方も検討されたらいかがかなと思いました。

あともう1点、細かいことなんですが、先ほど福岡の例で具体的に勧奨する時、電話をするというのがあったと思うんですけども、我孫子市の方ではこのシステムを具体的に導入したときには、どのような形で本人に連絡を取るというか、やっぱり電話なのかそれとも別の方法なのかということをご教えてください。

坂田主査：まずは書面で、事故が原因で今回掛かられていますかというような確認を取って、ご返送をいただくような形を考えております。

田部井委員：郵送か何かでっていうことですかね。

坂田主査：そうですね、郵送で、電話ではなくまず書類をお送りすることを考えております。

田部井委員：ご本人の住所までお送りして。

坂田主査：はい。

田部井委員：そこから、届出をしてもらうのを待つというか。

坂田主査：そうですね。

田部井委員：そうですか、電話とかは特に考えてないということですか。

坂田主査：まずは、お手紙で打診をしまして、詳細を確認する必要がある場合は手紙に連絡先等を書いていただいてやりとりするケースもあるかとは思いますが、直接すぐに電話を掛けるということではなく、お手紙を考えております。

田部井委員：だったらあれなんですけど、先ほど救急活動記録の様式を見たら電話番号がないなと思ったので、住所だけでそういう場合は足りるということですね。分かりました。ありがとうございます。以上です。

遠藤会長：原田委員、いかがですか。

原田委員：既に我孫子市では、こういう活動を進めていらっしゃると思うんですが、第三者行為によって生じた場合に、既に世帯主の方が報告をしてくださる場合もあると思うんですね。それは現在どのくらいの件数なのか。それ以外で市で色んな対応をしてくださっているんですが、そこからこう、情報が分かってくる件数というのはどのくらいのものなのか、大まかでもいいですけどいかがでしょう。

坂田主査：そうですね、ちょっと正確な数字がないのですが、連絡いただく際に、ほとんどが保険会社から、先程ご指摘があったように保険会社から保険を使うようにと言われたので連絡しましたという方と、あと病院から受診を国保でしようとしたら先に市役所に了解を取るように言われたのでと掛けてくださる方が大半でございまして、届出が必要と知っていたのでということで、ご自身で連絡くださるケースは、ほんとに1年に1件あるかどうかくらいかという状況でございます。こちらの点検で見つかったケースというのが、実はまだ実績としては1件見つかっているのが、この1年弱で1件というところでして。ピックアップしまして確認はするんですが、既に届出があるというケースがかなりございます。あとはレセプトの内容から確認をするんですが、交通事故ではなく自分で階段から落ちましたとか、届出が必要ではないケースだったというのが大半でございます。

原田委員：今回の消防との連携と申しますか、これも1つの手段として考えていらっしゃるということですね。

坂田主査：はい。そうです。

原田委員：今後まだ、ここに書いてありますように、さらに改善されていくという方向なんですね。

坂田主査：はい、そうです。

原田委員：今後の見通しというものがありましたら、さらに来年度はどんなふうにするとか、今後どういうふうにしていくとかありますか、計画は。

坂田主査：そうですね、先程ちょっとお話しさせていただいた他機関との連携については、現在こちらの体制もなかなかというところと併せて、例えば地域包括支援センターですとか消費生活センターですね、おそらく地域包括支援センターにも交通事故で介護が必要になってという相談も入るケースもあるのではないかとということや、消費生活センターなどですと企業の商品が元で何か治療が必要になったというような第三者行為が考えられるのかなと思うんですが、ちょっと話を職員ともしてみたところだとやはり、まだそこまでの社会的な状況といいますか、他の市町村でもそういった機関との連携がちょうど今模索が始まっているところで、現場でもまず第三者行為って何というところで、それを届け出るのに私たちがやはりそこを担う必要がある理由ですとか、そういった部分がまだ浸透していない現状もあるということでございまして、その辺りの状況を見ながら拡充をしていきたいとは考えております。

小林課長：他の市によって消防以外を手を付けている所があれば、その辺の実際やった効果も見ていきながら、ほぼ効果がないのにやると業務だけ増えていってしまいますので、効果を見ながら情報を得て対応をして、効果のあるものを選んでいきたいなどは考えています。

原田委員：ありがとうございました。

遠藤会長：私の方から1、2点お伺いしたいと思います。

今日の議論の前提になることだと思うんですけども、被害者というか、治療を受ける人が傷病届、被害届を提出するというのが義務だという説明があったんですが、怠った時何かペナルティみたいなものはあるんですか。

坂田主査：ないんです。

遠藤会長：ですよね。

坂田主査：そうなんです。

遠藤会長：だから義務とってみても、言葉で義務とってみても何のペナルティもなかったら、あまり切実感がないですよ。

坂田主査：そうなんです。

遠藤会長：そこを変えようなんて動きは国にはないんですか。

坂田主査：特にそういった情報は入ってきておりません。

遠藤会長：はい、分かりました。あと今度は消防本部との関係ですけれども、先程の国保実務では、福岡県の飯塚市では月1回提供してもらおうと、こういうふうになっているんですが、提供の頻度をどのようにお考えですか。

坂田主査：同様に月1回で考えております。というのは、消防の方で国への報告等がございますので、月が替わりまして前月分の情報をまとめているということと、こちらですすね受診された方の診療報酬明細書、レセプトが月1回審査機関から入ってくるという流れがございますので、月1回の頻度でいただくのがよろしいかと考えています。

遠藤会長：分かりました。それから今日の配布資料の1番最後に救急活動記録表っていうのがあるんですけども、ここに書いてある10項目を情報提供してもらおうということのようですが、提供の仕方、こちらからすれば提供のされ方として、この用紙に他の個所を墨塗りして提出してもらおうのか、この10項目を抜き出した紙でも作ってそこに書き込んでもらったものをいただくのか、内々の協議等があると思うんですけども、どういう方法をお考えですか。

坂田主査：まずこちらの紙媒体のものを消防の方でデータ化していますので、それをエクセルのデータにしまして、その中の必要項目だけを絞った状態のデータに加工してこちらに送ってもらうという方法を考えております。

遠藤会長：じゃ私が言った墨塗りみたいな、そういった形は考えてないということですね。

坂田主査：はい。

遠藤会長：分かりました。さて皆さん、その他に御意見なり御質問ございましたら。

高橋委員：はい質問。さっき気が付いたことですが、第三者行為の中には家庭内暴力の問題もあるかと思うんですが、その時に市の方が申し出をなさいと話をしてくると、時々こじれる時もあるかと思うんですが、その辺はちょっと注意していただければと思うんですが、どうですか。

坂田主査：はい。分かりました。

遠藤会長：はい、どうぞ湯沢委員。

湯沢委員：1年くらいこれをやってみてどれくらい効果があったかというのを何か検証していただいて、実はこれだけ手間を掛けてもあまり拾えなかったとか可能性ありますよね。なので何かちょっとそういう検証していただけるといいかなと思います。

坂田主査：はい、そうして参ります。

遠藤会長：もう1点、それと関係するんですけどね。今までの話として第三者に求償して、もちろん全額回収できてないでしょ。

坂田主査：求償したものについては、国保連合会というところに専門員がおりますので、そちらに委託して業務を行っているんですが、基本的には取得を順次していっている状況と考えております。

遠藤会長：考えているってじゃなく、事実として100パーセント回収できているの。

坂田主査：こちらで委任したものについては、年月はかかるんですが、時効がありますので途中で中断するような手法を取りながら、委任したものについては取得をしまして、取れませんでしたという形での報告は現在ないので。

遠藤会長：ない。

坂田主査：はい。

遠藤会長：委任してないものは。

坂田主査：委任をしてないものというのが、いま委任が可能なもの、国保連合会で委任を受けているというものが、現在交通事故に限られていまして、それ以外のものについては、取得についてこちらでできていない状況です。それが他の市町村も含めて、現状そういった状況がございまして、会計検査院から厚生労働省がその状況を改善しなさいという指摘を受けまして、保険者の市町村では難しいので、専門員がいる国保連合会の方で交通事故以外の、殴られたというようなものも含めて委任を受けて求償に取り組みなさいということで、その体制が今度30年度から開始されます。で

すので今後30年度に入りましたら交通事故以外の、今こちらで求償ができていないような案件も取り扱っていくような形でございます。

遠藤会長：はい、分かりました。皆さん、よろしいですか。それでは承認するかどうかについて、賛否を取りたいと思います。承認することに賛成の方、挙手をお願いします。

各委員：（全員（6名）挙手）

遠藤会長：全会一致で承認されました。ご苦労様でした。

（説明員の入替え）

（説明員の自己紹介の後、千濱次長より諮問内容を説明）

遠藤会長：今のご説明に対して、委員の皆様方、御意見なり御質問がありましたら、どうぞお願いします。

遠藤会長：はい、どうぞ湯沢委員。

湯沢委員：2千人という数字の算出根拠という、何かあれば教えてください。

千濱次長：まずどの程度のサンプル数があれば良いのかなというのがあります。最低でも300ぐらいは欲しいなという中で、2千人であればその辺の数字はクリアするだろうというようなことで、2千人ということになりました。

湯沢委員：18歳以上の我孫子市民は何人ぐらいいらっしゃいますか。

千濱次長：約11万ちょっとだと思っんです。

湯沢委員：回収率というのは難しいかもしれませんが、それを踏まえて300人分くらいもらうためには2千人ぐらいには送りたいなということですか。

千濱次長：そうですね、今言った300人というのは最低それぐらいは欲しいなということでありまして、予算上では計算したのは実は2千人に対して35パーセントの回答があるだろうとの予測の下、700件ぐらい来るだろうとの予想の下に予算上は計算しております。今回なんですけど、過

去に我孫子市で行われました市民を対象とする意識調査等、そういったアンケートの時の回収がですね大体30パーセントを超えているものが多かったものですから、そういったものを参考にいたしまして算定したということでございます。

遠藤会長：原田委員いかがですか。

原田委員：私も数値の根拠について知りたかったんですが、今質問して回答いただきましたので十分だと思うんですが、もう少しその根拠があった方がいいんじゃないかなと思うんですね。2千件郵便で送るとするのはそれだけの経費が掛かるということと、回収した時の、その分析ですね、そういったことを考えた時に、もう少しなんかこう根拠あるものがあれば良いと思うんですが、いかがでしょうか。

千濱次長：なかなかその今の御質問ですけども、2千人、回答されるだろうという回答数を想定するのが正直難しいのかなということで、繰り返しになりますけども過去に市役所が行った意識調査等々のアンケートの回収率、そういったものを根拠に置くしかなかったなというところで、あと厳密に計算を立ててその2千というのを見つけ出すのは難しいかなと思っています。

原田委員：はい、分かりました。

遠藤会長：内藤委員、いかがですか。

内藤委員：まず1点目が、平成21年に定数削減をしていたかと思うんですが、その時はいわゆる市民の意向を把握する手段として、どのような手続を取られたんでしょうか。

千濱次長：その当時は、まず議会基本条例というのがお手元の資料に提示したかと思うんですが、平成26年12月に制定されておりまして、その中で先程説明したとおり、議員定数を改定するときには市民の意見をということがありましたけども、その当時はございませんでしたので、市民の意識を調査したとか、市民の声を聴いてということではなかったと思っております。

内藤委員：そうすると今回、市民の声を反映させるというのは初めてやるという訳ですね。このアンケートを見ると、アンケートの実施方法で無作為抽出した2千人への郵送アンケートですとか、議会だよりへのアンケート

用紙折込みによる依頼、ホームページのアンケートと、あと公共施設へのアンケート用紙配置、これらを併用して行うということですね。

千濱次長：そういうことです。2千人の他にもそういった形で別途行うということですか。

内藤委員：一応、公聴会制度・参考人制度やパブリックコメントなんかもあると思うんですが、これについては併用されるんですか、それとも今回は実施しないんでしょうか。

千濱次長：公聴会につきましては予定されております。その他のものについては予定していません。

内藤委員：予定していない。

千濱次長：はい。

内藤委員：私もちょっと調べたんですけども、パブリックコメントでも公聴会でも、なかなか、例えば公聴会ですと公述人がいらっしやらないとか、パブリックコメントも年間で2、3件だったりということもあって実効性が低いかなという気はするんで、そういう中で多分市民アンケートを実施してこれが一番市民の声が集まるだろうというそういう判断で今回実施されるという理解でいいですか。

千濱次長：そうですね、はい。

内藤委員：分かりました。

遠藤会長：関根委員、いかがですか。

関根委員：先程ちょっとお話が出た、意識調査とか無作為でアンケートを出していることが過去にも、私もちょっと記憶があれですけども、以前無作為で来ているような通知をいただいた記憶があるんですが、そういった場合は市民課がやっているからこういう個人情報保護審議会に掛けないでできるということで、今回は議会に抽出をされるから審議会に掛けているという理解でよろしかったでしょうか。

千濱次長：うちで答えていいんですかね。

段林主査長：では事務局の方から、皆様もお手元にお持ちかもしれませんが、個人情報保護の手引の中に解釈がございまして、今回、個人情報保護条例第8条に規定されております利用目的外の提供の制限のところに引っかかりますので、こちらの審議会にご審議いただいている訳なんですけれども、これまでですね、特に市長という実施機関内で利用していたということもあります。条例第8条第2項第5号に本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になると認められるときというところがあります。こちらで提供の制限の例外に外すという理解をして参りました。手引の中で総合計画ですとかを作成する際に住民基本台帳データから抽出したデータを利用して市民にアンケートということを実際に行ってきております。こちらの手引のこれまでの考え方ですと、市民の意見を聴かないで策定すれば、市民の利益と一致しない計画になるということが考えられるということで最終的にはご本人の利益になるという理解の下で、第5号で提供の制限の例外ということをやってきたということがあるんですけれども、今回は実施機関が議会という外部でございまして、やはり今一度こちらの条例ができてもう10年以上経ちますので、改めて審議会の御意見をお伺いして、きちんと外部提供する、目的外でもございまして、審議会の皆様の御意見を伺ってから判断をした方がよろしいのではないかとということで、今回は審議会の方に諮問させていただいたというような状況でございまして、以上です。

遠藤会長：高橋委員、いかがですか。

高橋委員：ちょっと細かいんですけど、回収する時ファクスにてお送りくださいと書いてあるんですけど、ファクスするとたぶん送信者の電話番号だとか載ってきちゃうのでその辺の取り扱いをちゃんとしていただければと思うんですけど。

あとアンケートには先程も出ました2千人にというふうにあったんですけど、統計学上これだけのサンプルがあれば問題はないんだなというような、何か今までやったこととか、他のアンケートであるんですか。要するに例えばこれぐらいだったら今までいけば、こうだったからこのくらい大丈夫だねとかじゃ、ちょっと弱いんじゃないかと思うので、これからのこともあるんで、ある程度こういったアンケートをするんだったらこのくらいのサンプル数がないと統計上まずいよというのをあれば、それをやっておいた方がいいのではとちょっと思いました。

千濱次長：統計学上どの程度の数字があればというところまでは正確なところは掴んでおりませんが、じつは議会運営委員会という委員会がありまして、これは文字通り議会の運営等について協議をする組織で、今回

議員定数についてももちろん議論・協議する組織なんですけども、そこで2千人にアンケートしようといった時に、統計学という正確な話にはなりませんでしたがけれども、200から300ぐらいのサンプルは必要だろうなみたいな議論はなされました。

遠藤会長：それは感覚ですかね。

千濱次長：そうですね、統計学云々という言葉も出てきましたけどもそこまで厳密なものではなかったように記憶しています。

遠藤会長：高橋委員のもう1つ前のファクスの番号については。

千濱次長：当然、個人情報の取り扱いについては十分注意をいたします。

遠藤会長：高橋委員、よろしいですか。

高橋委員：はい。

遠藤会長：田部井委員、何かありますか。

田部井委員：300欲しいということなんですけど、議会報告会でのアンケートが既に69件集まっていますよね、それを合わせて300くらい。

千濱次長：そうですね。そういった考えでよろしいかなと思います。

田部井委員：議会報告会で行ったアンケートもこれと同じ。

千濱次長：ほぼ同様のものです。

田部井委員：であれば既に69はあるということですがけれども、もう少し欲しいということですかね。議会報告会というのは定期的に行われていますか。

千濱次長：今のところ3回行っているんですが、年に1回は行っている状況です。

田部井委員：今年は5月に行って、次はもう来年ですか。

千濱次長：来年度は何月になるか分かりませんが、必ず1年に1回は

行うことになっています。

田部井委員：これ、市民が参加するものですか。

千濱次長：はい。今のところどういった形で行っているかと言いますと、全議員が参加いたしまして、その都度違うんですけれども、主にやる時期によっても違うんですけれども、直前の議会であった審議の状況、そういったものの報告と、第2回、第3回につきましては議員定数をテーマにということで行ったという経緯がございます。

田部井委員：それは市民が自由に参加するんですか。

千濱次長：市民に広くお知らせして、市民に参加してもらって、市民に忌憚のないご意見をいただくと、意見交換の場だとそういった格好であります。

田部井委員：ただ参加者自体がもう、この69件という数字ぐらいの。

千濱次長：いや人数はもっと多いんですけれども、アンケートに答えてもらった、アンケートもその議員定数にきちっと答えてもらった件数が2つの議会報告会を合わせて69件ということです。

田部井委員：そうですか。是非そういう所に来られる方に伺うのが結構効果的かなと思うんですよ。こうやって、例えば市議会に興味、関心ありますか。ないっていう方の意見ももちろん参考にはしなきゃいけないと思うんですけれども、やっぱり実際にそうやって報告会に足を運んでくださる市民の方にもう少し意見を聞くというのも1つの有効な方法だとは思っているので、できたら全員の方に答えていただくような形でアンケートを行うとか、そういった方法もあるんじゃないかなと思います。以上です。

遠藤会長：では私から1点だけ。あくまで確認ということになりますが2千名という人を選ぶのは市民課の方ですか。

千濱次長：これはですね、まず市民課の方に私共の方で住民基本台帳情報抽出処理の申請を行います。申請を行いまして市民課の方で承認後、セキュアロックとパスワードを掛けた状態のデータを市民課の執務室内でこちらから持参したUSBの方に保存してもらいます。保存してもらったそのデータをうちの方で処理するといった形になります。

遠藤会長：そうすると議会事務局の方で2千名を選ぶということになるんで

すか。

千濱次長：そうです。

遠藤会長：そういうことなんですか。

千濱次長：はい。

遠藤会長：そうすると、必要のないものをもらうということになるんですね。

千濱次長：一応。

遠藤会長：結果的に必要のないものまで情報をもらうってということになりますよね。

千濱次長：そういうことですね。市民課の方でそういった抽出処理を行うということではなくて、市民課の方では必要とされている情報を全て提出するような形になっているという事務の流れになっています。

遠藤会長：なんかもらい過ぎのような感じがしませんか、情報を。

千濱次長：18歳以上の情報を全てもらう形になるんですけども、そこから抽出作業は原課、担当課の方で行うってということが取り決めというかルールになっているのが現状でございます。

遠藤会長：どうだろうか、皆さんその点どう思われますか。市民課だって抽出作業をしようと思ったらできる訳でしょ、やろうと思ったら。別段作為的にやる訳じゃないでしょうから。

千濱次長：私共の方もこちらの方から抽出要件を示して、市民課の方でそういったデータを抽出してもらって、処理してもらったものだけをもらった方が本来一番いいんですけども。ただ今現状の取扱上はそのようになっているということ。

遠藤会長：市民課じゃできないって仰っているんですか。

千濱次長：できる、できないってということではないんでしょうけれども。

海老原次長補佐：市民課の担当の方からは、今18歳以上での抽出分から2

千人というのを考えているんですけども、18歳以上であるという設定であると、その全員、11万人いるんですけども、そのデータをお渡しします。そこから2千人の抽出は議会事務局でお願いしますってことで言われてしまいます。

遠藤会長：何か御意見ありますか。

湯沢委員：そうすると10万8千人分は要らないんですね。

海老原次長補佐：そうですね。

湯沢委員：それだけリスクがあるというか。あとUSBメモリを持って庁内を歩くですかね。紛失のリスク、歩いたりとか落としたりですとかがあると、できるだけリスクは少ない方がいいと思うので、2千人に絞った状態でもらうという方がいいようには思いましたけど。

千濱次長：それについては私共の方で所管している制度ではありませんので、御意見ごもっともだとは思いますが、何とも答えようもないというか。

遠藤会長：この審議会担当の事務局の方としては御意見いかがですか。今の論点に関しては。

段林主査長：事前に十分調べてなくて申し訳ございませんでした。そのような形で提供されるとは私も今初めて知りまして、個人情報保護担当としましては、やはり不必要なデータを提供するという事は決して望ましいとは考えておりませんので、これからにはなりますが、市民課とも協議いたしましてなるべく少ない数で提供が行われるように、必要最小限のものを提供するというのが原則でございますので、関係のない、最終的には利用されないデータが議会事務局に渡るというのは決して望ましいとは考えておりませんので、これから私共の方としましても市民課と協議いたしまして、なるべく絞った形で提供していただけるように事務局としては話してまいりたいと考えております。

遠藤会長：これはもらう方の話ではなくて渡す方の話でしてね、渡す方が全部渡しているのか、それとも絞って渡すかそっちの問題ですから、そこは配慮していただきたいというのが、多分、委員皆さんの御意見ではないかと私が勝手に言いますけれどもどうですか皆さん。内藤委員いかがですか。

内藤委員：会長のご指摘のとおりで、所管が云々と仰るけれどもそこが何を根拠に仰っているのかっていうことと、誰のための所管なのかというところだと思うんですね。所管が実際の市政にマッチしない、あるいはこういった個人情報というのは一応縛りがある訳ですからそこをズルズルにしてしまうような何でも有りというのは気を付けるべきでしょうから、場合によっては具体的な情報の提供のあり方というのは協議していただいて、全委員が指摘したように必要最小限度のものにするというそういった方策を検討していただきたいと思います。

遠藤会長：それはもらう方よりは渡す方に言わなければならないことだから、ここの担当事務局の方でその配慮をお願いします。それからもう1点お聞きしたいのは、仮に2千情報をもたらしたとして、アンケートの封筒の宛名を作った後のその情報はどうされる予定ですか。自ら廃棄するのか返すのかどっちを考えていますか。

千濱次長：それは申請時にデータの廃棄年月日というものを示して申請することになっておりますので、当然必要がなくなった時点で廃棄いたします。

遠藤会長：議会事務局の方で廃棄ということですね。

千濱次長：はい。

遠藤会長：議会事務局の方で廃棄、それは確認できました。分かりました。それでは以上を踏まえて、委員の皆様の賛否をお伺いしたいと思います。この案件について賛成の方、挙手をお願いします。

内藤委員：どうでしょう、さっきのは。

遠藤会長：さっきのは条件は付いてます。口頭ですけど条件は付いてます。

内藤委員：では賛成します。

遠藤会長：高橋委員はどうですか。

高橋委員：大丈夫です。

各委員：(全員(6名)挙手)

遠藤会長：では全員賛成ということで、条件は付いているってことは十分認

識してください。

(4) その他

遠藤会長：その他、事務局の方からありましたらお願いします。

(次第の3その他について、段林主査長より資料を説明。)

遠藤会長：これに関して何か御意見等がありましたらお願いします。

遠藤会長：これは例年と比べて多いわけではないんですよ。

段林主査長：大体14、5件というのがここ数年の傾向でございます。

遠藤会長：はい、分かりました。それ以外に何か御意見はなさそうですので、事務局として来年3月まで会議の予定、見通しだけでも最後にお願いします。

段林主査長：急ぎ開催をお願いするような案件は今のところございませんが、こういったものを審議会に諮問お願いできないかというような相談はいくつかございますが、来年度でもよろしいのかと。現在のところ開くような案件は把握しておりません。

遠藤会長：最初に見直しを考えていて御相談させていただきたいと言っていたあれ、見直し作業は大変なんですよ。

段林主査長：部長が申し上げましたとおり、国の行政機関個人情報保護法の改正によりまして、国の方からは各自治体で持っている条例も改正してほしいという意向が示されております。大きなものとしましては個人情報の定義の見直し、指紋データですとかそういったものが個人情報ですよということが明確にされました。そういったものの定義を見直しをしてほしいですとか、要配慮個人情報といわれる犯罪を受けた事実ですとか、これまで人種ですとか宗教ですとかそういったものは既に要配慮個人情報として認識されてきたところですが、それ以外にも法律で加えられているものがございますので、なるべく法律に合わせた形で条例を改正してほしいと意向が示されております。その2点につきましてはそれ程大きな考慮が入るわけではないので、法律に従って粛々と条例改正を進めていくような形で来年までには行いたいと考えているところですが、実はもう1つ大きなテーマがございます、非識別加工情報といわれるような個人情報を誰のものか分からない状態にしたデータをビッグデータの活用といいますか、そういった世の中の流れに沿いまして、これまで個人情報の保護という立場

で私共はやって参ったわけですが、個人情報をつからない状態で外に出してデータを活用するという仕組みが国の方では導入されております。そちらにつきましてはこれまでの私共の立場とは全く異なる仕組みづくりになります。どういった形で個人情報を復元できないように加工できるかとか、一自治体でございますのでそういった技術もございませんし専門的な職員も居るわけでもございませんので、国の方でも検討会でどういった仕組みづくりができるか検討をしているような状況でございますので、また国としましてはやはり規模の大きい都道府県ですとか政令指定都市から仕組みを導入してほしいと、まだ都道府県でも鳥取県が唯一その仕組みを条例に規定したという状況でございます、他の都道府県や政令指定市におきましては検討中という所が2件ほどといったような状況ですので、なかなか一自治体としましてはすぐにそういった条例改正に取り組むという状況では現在ございませんので、もしその仕組みを我孫子市でも取り組んでいくと決めましたら、審議会の皆様の御意見をお聞きしないと、個人情報の保護とはどちらかという逆の、情報をどんどん出していくというような民間業者からの提案を受けまして、個人情報を復元できないようにした情報を外部に提供していくという仕組みになりますので、その場合には審議会の皆様の御意見をお聞きしたいと考えているんですが、現実のところまだそういった具体的な検討には入っておりませんので、まだ暫くはちょっと先の相談になりますので、その節はよろしく願いいたします。以上です。

遠藤会長：それでは今日の平成29年度第1回個人情報保護審議会を終わりにしたいと思います。皆様お疲れ様でした。

(5) 閉会 午前10時53分

以上